

**平成30年度熊本時習館海外チャレンジ推進事業
海外チャレンジ塾運営業務 企画提案参加事業者募集要領**

1 事業目的

海外進学のための総合的な環境整備に取り組むため、熊本時習館海外チャレンジ推進事業における「海外チャレンジ塾」では、次のことを目的とする。

- ① 海外進学を志望する高校生に対して、海外進学に意欲的に取り組む高等学校の協力を得ながら、学校の垣根を越えて集い、英語力やエッセイ作成等の海外進学に必要な能力向上を図る場や海外進学に関する情報提供等の支援を行うことにより、海外進学を促進すること。
- ② 将来は世界を視野に広く活躍することを目指す、現時点では海外進学を志望しない高校生に対して、未知の事態に遭遇した際に主体的に意思決定できる力や課題解決のための思考力等、グローバル人材に求められる力を身に付けることができる講座等を提供することにより、グローバルマインドの育成及び海外進学志望者の増加を図ること。

2 事業実施主体

実施主体は、熊本県（以下「県」という。）とする。

3 実施方法

本事業は、公募により企画提案を行う事業者を募集し、適切な事業者を選定して業務を委託する。

4 企画提案に付する事項

(1) 委託事業名

平成30年度熊本時習館海外チャレンジ推進事業 海外チャレンジ塾運営業務

(2) 事業実施期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月15日（金）まで

(3) 募集事業者数

1事業者

(4) 業務内容

別添「平成30年度熊本時習館海外チャレンジ推進事業 海外チャレンジ塾運営業務 企画提案仕様書」のとおり

(5) 委託料上限額

13,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。

5 企画提案の手続等に関する事項

(1) 参加要件

本事業は、県が事業の受託能力がある事業者に業務を委託して実施する。委託にあたっては、企画提案を募集する。これに参加できる事業者は、次の①～⑧の要件を満たす事業者とする。

- ①本県「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱」に基づき入札参加資格の登録をしていること。
- ②この公告の日から受託者の選定の日までの間に、国又は地方公共団体による指名停止措置を受けていないこと。
- ③宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- ⑥手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑦賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑧複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
 - ア 代表団体を選出し県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
 - イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ウ 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできない。

なお、代表団体及びその構成員は上記の①～⑦のすべてを満たすこととする。

(2) 企画提案参加申込書の提出

- ①提出書類 本事業の企画提案に参加できる者は、事前に参加申込書（別記第1号様式）を提出した事業者に限る。企画提案への参加希望者は、下記により参加申込書を提出すること。
- ②提出方法 持参または郵送
- ③提出場所 熊本県総務部総務私学局私学振興課に提出
- ④提出期限 平成30年1月31日（水）午後5時まで
（郵送等の場合も31日（水）午後5時必着）

(3) 企画提案書の提出

- ①提出書類 企画提案書（別記第2号様式）を8部提出すること。企画はA4判縦とする（A3判用紙の折り込みは不可）。
- ②提出方法 持参又は郵送。さらに提出書類一式をPDFにしたものを別途メールでも送付すること。
- ③提出場所 熊本県総務部総務私学局私学振興課に提出
- ④提出期限 平成30年2月13日（火）正午まで
（郵送等の場合も13日（火）正午必着）
- ⑤留意事項 ○提出された書類等は一切返却しない。
○提出された書類等は必要に応じ複写する。
○提出された書類等の使用目的は、行政機関内及び選考委員会での検討に限るが、情報公開の請求があった場合は個人情報を除き開示することがある。

(4) 質問と回答

本業務委託に関する事業者向け説明会は行わないため、本業務委託に係る質問及び回答については、次のとおりとする。

- (1) 本業務委託に関する質問は、平成30年2月9日（金）午後5時までにメールにて提出のうえ、その旨電話にて連絡すること。（メールアドレス、電話番号及び担当者は8に記載のとおり）
- (2) 提出のあった質問への回答については、当該質問者のみならず、本企画提案参加を表明しているすべての事業者（企画提案参加表明書提出期限以降は、当該企画提案参加表明書を提出した者に限る）に質問及び回答の情報提供をメールにて行う。

6 企画提案の審査に関する事項

(1) 審査方法

- ①プレゼンテーション及び企画提案書の内容を総合的に審査し、優秀な提案を行った事業者を契約の相手先候補者として決定する。
- ②企画提案の審査は「平成30年度熊本時習館海外チャレンジ推進事業 海外チャレンジ塾運営業務 企画提案審査要領」に基づく評価により行う。

(2) 選定審査会（プレゼンテーション）

- ①日 時 平成30年2月20日（火）16：00～
場 所 県庁本館4階 人事課分室
説明時間 20分（説明後質疑応答）
- ②プレゼンテーションに参加ができない場合は、棄権とみなす。
- ③プレゼンテーションで使用する資料は提出された企画提案書とする。プレ

ゼンテーション当日の追加資料等は認めない。

- ④県で準備するスクリーン及びプロジェクターを使用してプレゼンテーションを行う場合は、参加申込書にその旨記載するとともに、表示する画像を資料として企画提案書に添付すること。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、すべての提案者に文書で通知する。

7 留意事項

- (1) 委託事業者の候補者を委託事業者として県が決定する前において、委託事業者の候補者が「5(1)参加要件」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど、委託事業者としてふさわしくないと認められるときは、契約を締結しない場合がある。
- (2) 委託契約締結後に、委託事業者が「5(1)参加要件」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は倒産や財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど、委託事業者としてふさわしくないと認められるときは、県は委託契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (3) 委託事業者の責めに帰すべき事由により事業が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は委託事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。
この場合において、委託事業者が当該期間中に改善できなかった場合には、県は委託事業者との契約を解除することができる。
- (4) (2) 又は (3) により委託事業者が契約を解除された場合には、委託事業者は県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (5) 不可抗力その他県又は委託事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、県と委託事業者は事業継続の可否について協議するものとする。
- (6) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、契約等で定める。

8 担当課

熊本県総務部総務私学局私学振興課（担当：村上）

所在地：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

（郵送の場合は、郵便番号のみの記載で住所は省くことができる。）

Tel 096-333-2062 Fax 096-384-6552

E-mail : murakami-d-dz@pref.kumamoto.lg.jp